

議案第 2 号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 29 年 1 月 18 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

諮詢問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めるます。

平成29年1月18日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財「上田家文書」（鳥取市）

上田家文書は、江戸時代に八上郡大庄屋や八上郡袋河原村（鳥取市河原町）の庄屋などを務めた上田家の所蔵文書。このたび保護文化財候補として諮詢するのは、中世文書3点。そのうち1点は羽柴秀吉捷書（おきてがき ※法度の一形式）であり、残る2点は中世出雲の国人赤穴氏に関連するものである。

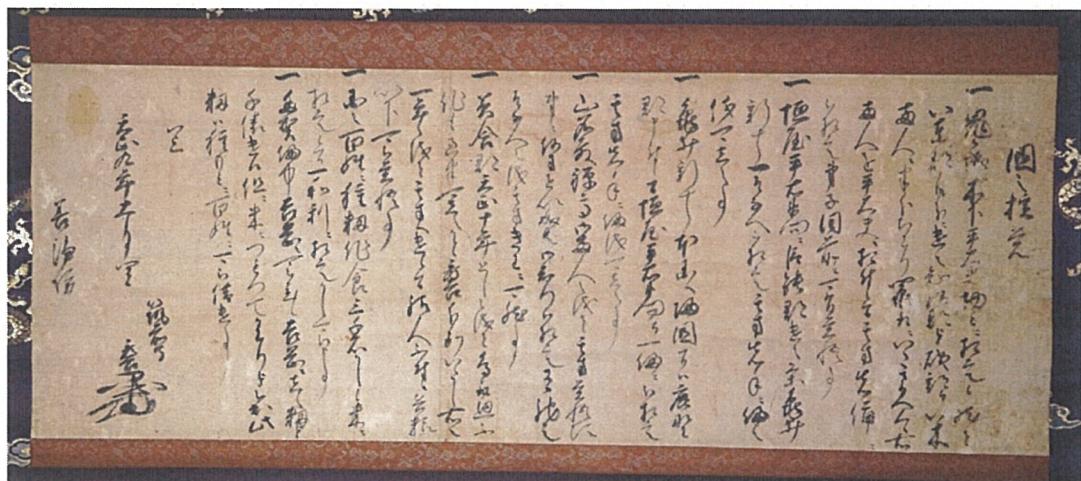
羽柴秀吉捷書は、天正9年（1581）、秀吉軍の兵糧攻めによって鳥取城が落城した10日後に出されたもの。秀吉が新しい鳥取城主として配置した宮部繼潤に対して、

- ・八東郡を木下兵太夫重堅に与えて鬼ヶ城（若桜町）城主とすること。
- ・智頭郡を折半した磯部康氏、八木豊信を木下の支配下に置くこと。
- ・因幡国の東境の巨濃郡を垣屋光成、西境の気多郡を龜井慈矩に管轄させ、両名協力して防備を固めること。
- ・百姓へ貸米を実施すること。

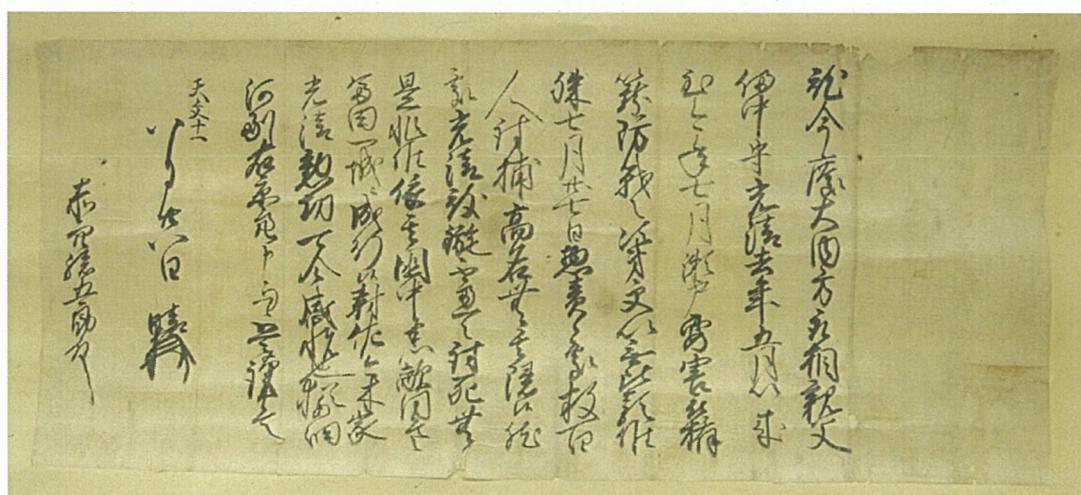
といった因幡国支配全体の方針を示したものであり、織豊政権期の因幡国支配の形成を示す重要な資料と思われる。

赤穴氏に関する文書については、天文11年（1542）に赤穴瀬戸山城（島根県飯石郡飯南町）の戦いにおける赤穴光清の功績を賞して、尼子晴久が光清の子息の久清に宛てた書状と、永禄12年（1562）の毛利氏の九州経略における赤穴光清の功績を賞した毛利元就、輝元の書状。これらは出雲国の国人領主赤穴氏が受給したものであるが、「因幡志」（1795年成立）に掲載されていることから、江戸時代から本県に伝えられてきたものといえる。なお、現所蔵者の祖父にあたる赤穴賀豊（乗雲）は、鳥取城下の浄土真宗寺院である真宗寺の

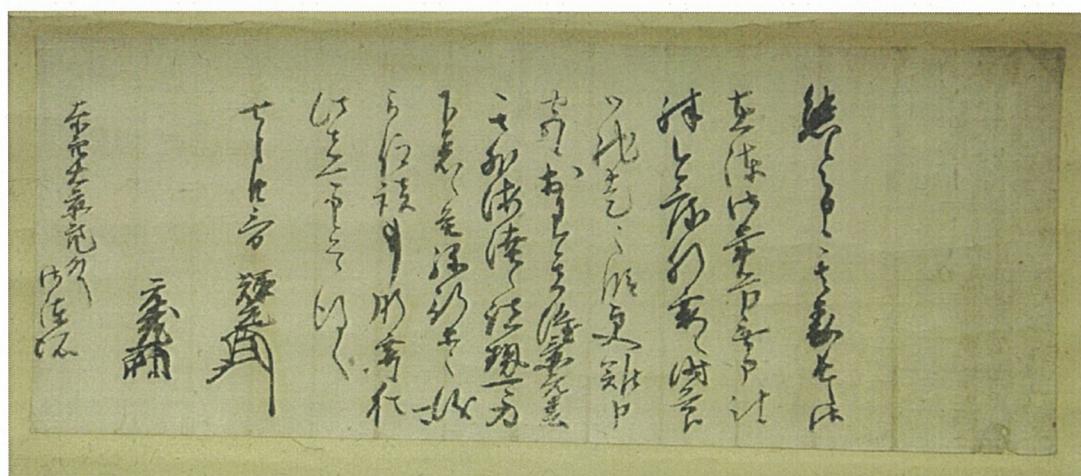
生まれ。真宗寺は赤穴氏の一族である淨円が天文年間（1532～54）に開いたとされる寺院。乗雲は、八東郡才代村の中村家の養子となり、同村にある心了寺を引き継ぎ、その後、上田家の養子となつた。これらの文書は、そのような経緯をもつて入手、伝来されたものと思われる。



羽柴秀吉捷書



尼子晴久書状



毛利元就、輝元書状

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日
鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雜則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）